

**【資料2】**

**清須市清洲勤労福祉会館 ARCO清洲  
指定管理者選定申請要項(案)**

**平 成 22 年 9 月**

**清 須 市**

## 清須市清洲勤労福祉会館 指定管理者選定申請要項

平成7年4月に竣工した清須市清洲勤労福祉会館（愛称「ARCO清洲」）は、水に親しみながら体づくりができるスポーツ施設として、市民の体位向上、健康の保持増進のため、また市民のコミュニティ活動やいこいの場としての利用を図るという設置理念に基づいた子どもから高齢者の方まで、どなたでも楽しめるコミュニケーション施設です。

清須市ではこの施設の効率的・効果的な管理運営を図るため、平成17年4月1日より指定管理者に管理運営をお願いしておりましたが、平成23年3月31日で3年間の委託契約満了に伴い、地方自治法第244条の2及び清須市公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に基づき、以下の要領で指定管理者を募集します。

### 1. 施設の概要

- (1) 名称 清須市清洲勤労福祉会館（愛称「ARCO清洲」）
- (2) 所在地 清須市清洲2537番地
- (3) 施設概要 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積 11,791.95㎡  
施設内容 事務室、温水プール、トレーニングルーム、浴室、サブアリーナ、  
会議室、多目的ホール、研修室、和室、弓道場等

### 2. 指定管理者が行う管理の基準

清須市清洲勤労福祉会館設置条例（平成17年清須市条例第82号。以下「条例」という。）及び清須市清洲勤労福祉会館管理運営規則（平成17年清須市教育委員会規則第53号。以下「規則」という。）の規定によるものの他、清須市教育委員会が指示する管理の基準に従って、清須市清洲勤労福祉会館（以下「ARCO」という。）の管理及び運営を行わなければならない。

### 3. 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 条例及び規則に基づく、利用の許可及びその取り消し並びにその他ARCOの利用に関すること。
- (2) 条例及び規則に基づく、利用料金の徴収及び還付に関すること。
- (3) ARCOの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) 市民の体位向上、健康の保持増進に関する各種学習プログラム（スイミングスクール等の開設及び施設利用の促進や体づくりにつながる各種事業）の企画実施に関すること。
- (5) その他、ARCOの管理運営及び利用者サービスに必要な業務  
別添「清須市清洲勤労福祉会館 ARCO清洲 指定管理業務仕様書」の通りとする。

### 4. 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間

### 5. 利用料金制度

利用料金制度を適用するため、指定管理者は、市が支払う本事業に要する経費のほか、利用者が支払う利用料金や自らが企画、実施する各事業の収入等を、自らの収入とする。

## 6. 申請の資格

- (1) ARCOを指定期間中、安全かつ適正に、また効率的に管理運営できる法人又はその他の団体（以下「法人等」という。）又は複数の法人等が共同する団体（以下「共同体」という。）とし、個人は除くものとする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 清須市の工事請負契約に係る指名停止等の措置規定（平成17年訓令第34号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生手続き、再生手続等をしている法人でないこと。
- (5) 法人税等について滞納がないものであること。
- (6) 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）及び施設に配置する職員に、次のアからウのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ないもの
  - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条に規定する警備業の認定を受けた事業所

## 7. 指定管理者の公募及び選定スケジュール

### (1) 申請要項の配布

期 間： 平成22年9月10日（金）から

時 間： 午前8時30分から午後5時まで

場 所： 清須市須ヶ口1251番地1

（新川体育館：月曜休館。月曜が休日の場合、その直後の平日が休館）

清須市教育委員会事務局教育部スポーツ課

そ の 他： 清須市ホームページからも必要書類をダウンロードできます。

### (2) 申請要項に関する質問の受付

申請要項の内容等に関する質問を、下記のとおり受け付けます。

受付期間： 平成22年9月10日（金）～9月16日（木）

受付時間： 午前9時から午後5時まで

受付方法： 質問書に必要事項と、質問事項を簡条書きとし、後述のメールアドレスに送信してください。（メールでのみ受付。なお、件名は「ARCO指定管理要項質問【会社名】」として下さい。）

### (3) 施設の視察及び説明会の開催

ARCOの視察及び仕様書配布、申請方法、提出書類などについての説明会を開催します。

参加を希望される方は、申込書に必要事項を記入の上、平成22年9月24日（金）午後5時までに後述のメールアドレスに送信してください。（メールでのみ受付。なお、件名は「ARCO指定管理説明会【会社名】」として下さい。）なお、受付後、確認メールを返信しますので、届かない場合はその旨をご一報ください。

開催日時： 平成22年10月1日（金） 午前10時から2時間程度

開催場所： 清須市清洲勤労福祉会館 ARCO清洲

参加人数： 一法人等につき2名まで

申込先： 清須市須ヶ口1251番地1

（新川体育館：月曜休館。月曜が休日の場合、その直後の平日が休館）

清須市教育委員会事務局教育部スポーツ課

TEL052-409-1535 FAX052-409-7765

Eメールアドレス：[sports@city.kiyosu.lg.jp](mailto:sports@city.kiyosu.lg.jp)

(4) 申請要項等の内容等に関する質問の回答

質問に関する回答は、説明会において行いますが、説明会で回答できなかった事項及び追加質問を、7の(2)申請要項に関する質問の受付と同様に10月5日（火）までメールで受け付け、説明会に参加した団体へ10月8日（金）までに返信させていただきます。

(5) 申請書類の受付

受付期間： 平成22年10月8日（金）～10月14日（木）

受付時間： 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

提出場所： 清須市須ヶ口1251番地1

（新川体育館：月曜休館。月曜が休日の場合、その直後の平日が休館）

清須市教育委員会事務局教育部スポーツ課

TEL052-409-1535 FAX052-409-7765

提出方法： 直接持参に限る（郵送は不可）

提出部数： 13部（正本1部、副本12部）

(6) 選定方法及び結果通知

審査： 面接審査し、候補団体を決定する。（非公開で実施）

選定結果は、申請者それぞれに郵送にて通知する。

選定委員会は、平成22年11月初旬に実施予定。

<選定の基準>

ア 施設設置の目的が達成できること。

イ 事業計画書の内容が、利用対象者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

ウ 事業計画書の内容が、施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

エ 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

## 8. 協定に関する事項

(1) 候補者との協定締結

選定委員会において候補団体が決定したならば、速やかに候補団体と管理運営業務の細目協議を行い、「仮協定」を締結する。

(2) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、教育委員会が想定する主要なリスク分担の方針は、別表に示す「リスク分担一覧」のとおりとする。

(3) 協定締結前における指定等の取消し

指定管理者候補者又は指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、指定管理者候補者としての選定又は指定管理者の指定を取り消すことがある。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

イ 資金事情の悪化あるいは管理体制が整わない等により、指定管理者が行う業務の履行が確実でないと教育委員会が認めた場合

ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと教育委員会が認めた場合

## 9. 申請関係書類

法人等及び共同体であって、この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、申請書の受付期間内に教育委員会に提出すること。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の指定期間内における管理運営に関する各年度の事業計画書（様式第2号）及び収支予算書（様式第3号）
- (2) 法人等及び共同体の現事業年度の収支予算書及び事業計画書又はこれらに相当する書類
- (3) 法人等及び共同体の前事業年度の収支（損益）計算書及び事業報告書又はこれらに相当する書類
- (4) 法人等及び共同体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類
- (5) 法人等及び共同体の定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類
- (6) 法人にあつては、当該法人登記簿謄本
- (7) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税及び法人市町村民税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書（最近3年間分）
- (8) 警備業法に基づく認定証
- (9) 誓約書
- (10) グループ応募構成表（共同体の場合）
- (11) 委任状（共同体の場合）
- (12) その他市長が指示する書類

※1 申請者において様式第2号及び様式第3号の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができる。

※2 証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること（複写機による写しは可とする）。

- ※3 提出した書類は、原則としてこれを書き換え、差し替え又は撤回することはできない。
- ※4 申請書類を提出して後に辞退をする際には、辞退届けを提出すること。
- ※5 申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しないこととする。

申請される方は、必ず、この申請要項をご覧ください、詳細をご確認いただきますようお願いいたします。

(別 表)

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
物価の変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外の税制変更		○
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記の場合以外		○
政治、行政上の理由による事業の変更	政治、行政上の理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災、争乱、暴動その他の教育委員会又は指定管理者のいずれの責めに帰すことのできない自然的又は人為な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等、教育委員会が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した書類の内容の誤りによるもの		○
利用者や第三者への賠償	指定管理者として注意義務を怠ったことにより損害（犯罪や事故等の発生）を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合、又は指定管理者が指定期間途中において業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○